

原子力所在地域首長懇談会・県央地域首長懇話会殿との
東海第二発電所に係る安全協定見直しに向けた打合せ
〈第2回目〉

日 時 平成26年7月4日（金）10：00から
場 所 日本原子力発電(株) テラパーク
第1コミュニケーションホール

次 第

- 1 開 会
- 2 茨城県の原子力安全協定等について 資料－1
(各条文とその運用について)
- 3 その他
- 4 閉 会

資料－１

茨城県の原子力安全協定等について

平成26年7月
日本原子力発電株式会社
茨城総合事務所

茨城県の原子力行政の概要

【原子力安全対策】

【施策の基本となる協定等】

【施策の審議機関等】

必要な施策を実施
地方自治体として地域住民の安全を確保するため

1 原子力施設等の安全確保
—原子力安全協定及び通報連絡協定等の的確な運用—

・安全協定
・通報連絡協定
・使用済燃料輸送協定

茨城県原子力審議会
(原子力施策の基本方針等 審議・答申)

茨城県原子力安全対策委員会
(原子力施設の安全対策等の技術的、専門的な調査検討)

2 環境放射線の監視
—計画的な監視と緊急時等における監視体制の強化—

茨城県環境放射線監視計画

茨城県東海地区環境放射線監視委員会
(監視計画の決定、監視結果の評価・公表)
1.企画部会 2.調査部会 3.評価部会

3 原子力防災
—地域防災計画に基づく防災体制の整備と情報ネットワークの整備—

茨城県地域防災計画
(震災対策計画編)
(原子力災害対策計画編)

茨城県防災会議
(地域防災計画の審議、決定)
1. 茨城県地域防災計画改定委員会※
①地震・津波対策検討部会
②原子力災害対策検討部会

4 原子力広報
—原子力に係る知識普及の広報活動の展開—

※地域防災計画の改訂に向け、専門的見地から防災対策に係る助言を行なう (H23. 8 ～)

原子力安全協定とは

安全協定（原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書）とは、自治体と事業者の法律に基づかない協定

【背景】 原子炉施設の安全確保、地域の生活環境の保全等は、法体系上、国が一元的に所轄しており、地元自治体が関与できる後ろ盾がなかった。

➡ 昭和40年代半ばから、自治体の関与についての要望が出たため、国は「協定」の締結を指導

目的

原子力の研究開発及び利用に供する施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全する（安全協定書のまえがきとして明記）

【活動】 県、関係市町村は、安全協定に基づき、書類確認、現地立入り調査等により事業活動の把握、施設の新増設等計画、核物質輸送等に関する安全確認を行っている。

安全協定締結等の主な経緯

月 日	内 容	経 緯
S49.12	原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書締結 (原子力安全協定)	自治体の関与について協定締結
H 9. 8	原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定締結 (通報連絡協定)	旧動燃アスファルト固化処理施設 火災・爆発事故反映(H9.3)
H12. 9	安全協定等の範囲拡大 ・半径10km圏内の市町村と 通報連絡協定の締結	JCO臨界事故反映(H11.9)
H16. 4 H19. 12	通報連絡・報告基準の見直し等 ・報告事項の明確化(事故・故障以外含む) ・自治体判断の要求規定追加	東電不正問題を踏まえた規則改正反映 連絡・報告漏れ事案の反映 ・ECCS機器自動起動の未報告等 ・想定外の制御棒引き抜け事象

現在、東北地方太平洋沖地震、1Fの事故を踏まえ、所在地懇談会及び県央懇話会は、安協締結自治体の範囲や権限の拡大等の見直しを原電に要請(H24. 7)。

原子力安全協定、運営要項改正の理由

安全協定改正の主な理由

1. 国内外の事故を踏まえた内容充実：5回

(S55. 4、S61. 4、H10. 3、**H12. 9、H19, 12**)

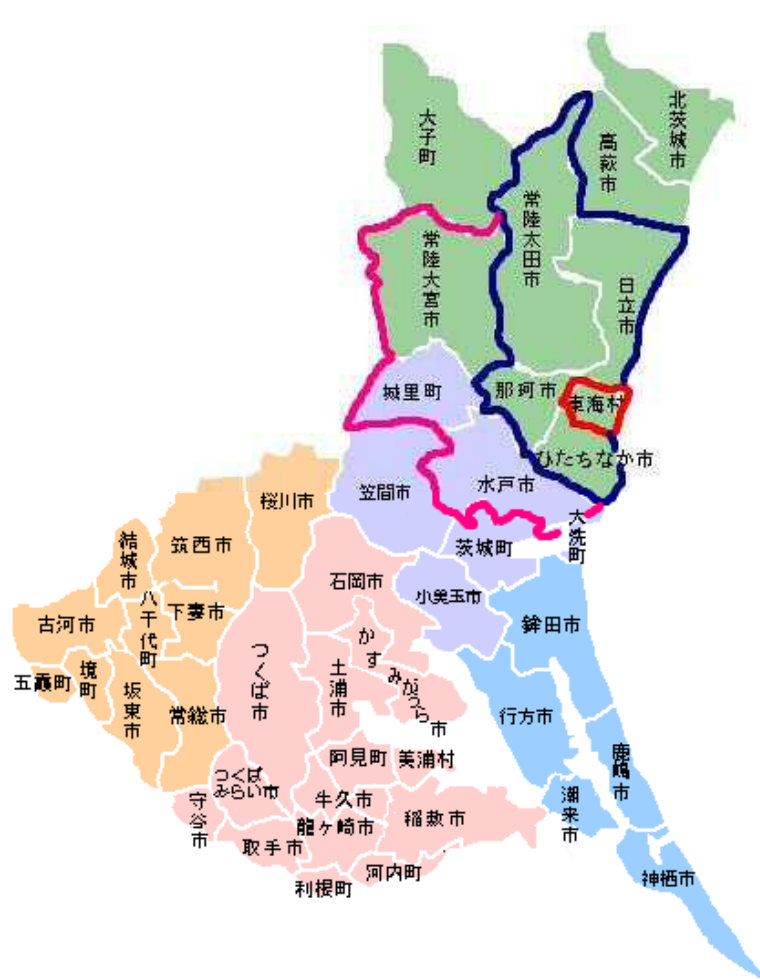
2. 法律改正を踏まえた改正：6回

(H2. 4、H4. 11、H16. 4、H17. 7、H17. 12、
H18. 10、**H26. 3**)

3. その他（実績反映、文書効率化等）：4回

(H6. 4、H6. 11、H7. 4、H11. 7)

現在の原子力安全協定等の締結範囲



安全協定	県及び 所在市町村	茨城県 東海村
	隣接市町村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市
通報連絡協定	隣々接市町村	水戸市 常陸大宮市 大洗町 城里町

現在、協定内容の見直しと協定範囲(所在地域／県央地域等)の拡大が議論されている。

また、隣接県として栃木県とは事故時の通報連絡に関する確認書を締結。

原子力安全協定の内容 [1/9]

◆安全確保の責務（第1条）

- ・ 甲（県）、乙（東海村）、丙（隣接市）及び丁（原電）は安全確保が全てに優先し、協定を誠実に履行する
- ・ 丁は原子力施設周辺の安全確保の責務を有し、関係諸法令の遵守及び自己施設の運転等に万全の措置を講ずる

◆放射性廃棄物の放出管理（第2条）

- ・ 丁は濃度及び量は出来る限り低く、法令の限度以下で別に目標値を定め、運転等を行う
- ・ 丁は濃度及び量を低減するため、必要な技術開発等適切な措置を積極的に講ずる

◆核燃料物質等の保管管理（第3条）

- ・ 丁は法令等の定め以外に、更に安全確保に必要な措置を講ずる
- ・ 丁は放射性固体廃棄物の発生量の低減及び減容に努める

原子力安全協定の内容 [2/9]

◆公害の防止及び環境保全（第4条）

- ・丁は公害を防止するための必要な措置を講ずる
- ・丁は地域の生活環境を保全するため敷地内の緑化等必要な措置を講ずる

◆新增設に対する事前了解（第5条）

- ・丁は原子力施設及び関連する施設を新設、増設、変更等する際は、事前に甲・乙の了解を得る⇒【様式1－1，2：新增設等計画】
（軽微なものは事務 連絡文書）
- ・甲は上記の場合必要があると認める時は、丙の意見を求める

◆廃止措置計画（第5条の2）

- ・丁は廃止措置に関する計画、計画の変更について、甲・乙の同意を得る⇒【様式1－3～5：廃止措置計画書、計画書（変更）】
- ・丁は上記同意を得たときは、速やかに丙に計画内容を報告する

原子力安全協定の内容 [3/9]

◆監視体制の強化（第6条）

- ・丁は放射性廃棄物の放出状況等について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行い結果を記録する

◆委託企業等の指導（第7条）

- ・丁は委託先の安全管理上の教育訓練を徹底し、指導監督を十分に行い受託者に起因して安全が損なわれないようにする

◆防災対策（第8条）

- ・丁は防災体制の充実強化を図り、地域の原子力防災対策に積極的に協力する（計画の策定又は修正、連絡体制の整備、訓練等）

◆自主規制（第9条）

- ・丁は災害を防止するため緊急時は運転停止等必要な措置を講ずる

原子力安全協定の内容 [4/9]

◆安全上の措置（第10条）

甲・乙は以下の1、2に該当するときは丁に運転等の停止、改善措置を求めることができる（丙は甲・乙に要請できる）

- 1.立入調査の結果、特別の措置を講ずる必要があると認められる時⇒【様式2：措置要求書】
- 2.丁の事業活動で災害を防止するため緊急の必要があるとき
- 3.丁は誠意をもって必要な措置を講じ、その内容を甲・乙に報告する（甲は丙に対しその内容を通知する）
⇒【様式3：措置結果報告書】
- 4.丁は1.の措置後の運転等を再開するにあたり、事前に甲・乙と協議する

◆損害の補償（第11条）

- ・丁は地域住民に損害を与えたら誠意をもって補償する
- ・丁は発生原因で争いが生じた場合には甲、乙及び損害に係る丙の共同調査の結果を尊重して解決するよう努める

原子力安全協定の内容 [5/9]

◆立入調査等（第12条）

- ・ 甲・乙は安全を確保するために必要とみなされる時は、職員等を丁の事業所に立ち入らせ、調査することができる
- ・ 丙は事前に甲・乙に連絡の上、立ち入ることが出来る

◆立入調査の同行（第13条）

- ・ 乙・丙は立入調査に際し、指名する住民を立入調査に同行させることが出来る

◆保安関係の規程の遵守（第14条）

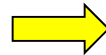
- ・ 立入調査者、同行者は安全確保のため、丁の保安関係の規程に従う

原子力安全協定の内容 [6/9]

◆定期的な報告等（第15条）

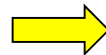
・ 丁は甲・乙・丙に定期的に必要な報告を行うこと

年度報告
(年度当初)



- ・ 年間主要事業計画(新增設・廃止措置計画含む)
⇒【様式4：年間事業計画書】
- ・ 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画
⇒【様式5：教育訓練計画書】
- ・ 放射線業務従事者の放射線被ばく状況
⇒【様式6：放射線被ばく状況報告書】

四半期報告



- ・ 原子力施設の運転等の状況(廃止措置状況含む)
⇒【様式7－1、2：運転状況報告書】
- ・ 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送状況
⇒【様式8：核燃料輸送物等輸送状況報告書】
- ・ 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

原子力安全協定の内容 [7/9]

◆随時の報告（第16条）

丁は甲・乙・丙にその都度、速やかに報告を行うこと

- (1) 核燃料及び放射性輸送物の輸送の計画、変更時⇒【様式10】
- (2) 安全管理に関する基本規定の策定又は改廃したとき
(保安規定の施行時、障害予防規程の届出時⇒【様式11】)
- (3) 新增設等工事を完了したとき⇒【様式12】
- (4) 施設の軽微な変更を行うとき
(新增設以外の原子炉施設設置変更許可申請時⇒【様式13】)
- (5) 定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき
(定期検査開始前、総合負荷性能検査終了後⇒【様式14】)
- (6) 報道機関に対し、特別に広報又は公表するとき⇒【様式15】
- (7) 定期的評価を、国に報告したとき(高経年化)⇒【様式16】
- (8) 原子力施設を廃止したとき（廃止措置の終了時）⇒【様式17】
- (9) その他必要な事項

原子力安全協定の内容 [8/9]

◆事故・故障等の連絡等（第17条）

1. 丁は以下の事故・故障等が発生したときは、甲・乙・丙に直ちに連絡するとともに状況、原因、措置、環境への影響等について速やかに報告する⇒【様式18】

(1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき

(2) 放射線業務従事者等について別に定める線量を超えた被ばく、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

(3) 施設の重大な故障があったとき

(4) 事業所敷地内で火災があったとき

(5) 核燃料、放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき

(6) 核燃料、核原料物質、R1の盗取又は所在不明が生じたとき

(7) 人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く）が発生、又は発生するおそれのあるとき

(8) 前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき

2. 丁は、上記以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、直ちに連絡し、速やかに報告する（例：CRDフランジからの漏水等）

3. 甲・乙・丙は、必要があると認めたときは、丁に対し、その事項について連絡及び報告を求めることができる

原子力安全協定の内容[9/9]

◆監視委員会の意向の尊重（第18条）

- ・ 丁は環境監視委員会が行った放射線監視計画、評価、検討、調査結果を尊重すること

◆諸調査への協力（第19条）

- ・ 丁は甲・乙・丙が行う安全確保対策についての諸調査に協力すること

◆細則（第20条）

- ・ 施行に必要な細目は甲・乙・丙及び丁が協議のうえ定める

◆協議（第21条）

- ・ 本協定を変更若しくは疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項は、甲・乙・丙及び丁が協議して定める

通報連絡協定

目的

安全を確保するために必要な通報連絡等に関し、関係市町村（甲）と原子力事業所（乙）との間で茨城県の立会いのもとに通報連絡協定を締結（平成9年8月）

- ・ 甲：水戸市、常陸大宮市、大洗町、城里町
- ・ 乙：原電（東海発電所、東海第二発電所）

内容

- ・ 安全協定上の事故、故障等の連絡と同じ
（安全協定第17条＝異常時の連絡、連絡方法、立ち入り調査等）

通報連絡三原則 と 報連相

隣接市町村

日立市 ・ ひたちなか市

常陸太田市 ・ 那珂市

隣々接市町村

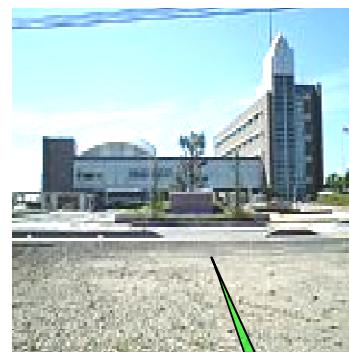
水戸市 ・ 常陸大宮市

大洗町 ・ 城里町

その他 関係機関

県央懇話会、UPZ

東 海 村



茨 城 県



迅速かつ円滑に通報連絡



東海・東海第二発電所

各室・グループ・センター

報連相（報告・連絡・相談）

通報連絡三原則

1. 徴候を確認した時点で速やかに通報連絡
2. 要否の判断に迷ったときは必ず連絡
3. 情報収集に時間を要する場合には、まず一報